

令和3年度第2回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月22日（水）午後2時～4時
- 2 開催場所 文化フォーラム春日井 会議室AB
- 3 出席者

【会長】

向 文緒（中部大学）

【職務代理人】

水野 幸樹（春日苑障がい者生活支援センター）

【委員】

田代 波広（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ）

市川 潔（春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会）

浅野 京子（春日井こども発達支援センターてくてく）

竹内 達生（春日井市医師会）

白崎 節子（春日井保健所）

梶村 明（春日台特別支援学校）

坂田 未鈴（神領小学校、春日井市特別支援教育研究会）

高木 敏行（春日井公共職業安定所）

服部 浩子（春日井市手をつなぐ育成会）

戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）

吉田 美幸（春日井市社会福祉協議会）

梅田 由枝（春日井市地域包括支援センター柏原）

小川 直文（民生委員）

【障がい者生活支援センター】（オブザーバー）

高村 里沙（基幹相談支援センターしゃきょう）

代田 莉奈（障がい者生活支援センターあつとわん）

長尾 亜希子（春日苑障がい者生活支援センター）

杉山 友理（障がい者生活支援センターかすがい）

宮原 香苗（障がい者生活支援センターJHNまある）

【傍聴】10名

【事務局】

中山 一徳（障がい福祉課長）
長坂 匡哲（地域福祉課長）
清水 栄司（障がい福祉課長補佐）
西尾 直人（障がい福祉課障がい福祉担当主査）
渡辺 えみ（障がい福祉課認定給付担当主査）
寺尾 浩孝（障がい福祉課主任）
林 孝安（基幹相談支援センターしゃきょう）
矢野 由季子（基幹相談支援センターしゃきょう）

4 議題

- （１）障がい者生活支援センターの活動報告について
- （２）連絡会及び部会の報告について
- （３）その他

5 会議資料

- （１）障がい者生活支援センター集計
- （２）相談支援事業所 相談に関する報告
- （３）障がい者生活支援センター連絡会の報告
- （４）当事者団体連絡会の報告
- （５）医療的ケア児等支援連絡会の報告
- （６）相談支援連携部会の報告
- （７）運営会議の報告
- （８）地域生活支援拠点等の報告
- （９）障がい者虐待の通報・届出状況について
- （１０）令和３年度春日井市地域自立支援協議会委員名簿
- （１１）委員からの事前質問
- （１２）令和２年度・令和３年度障がい者生活支援センター集計（４月～６月）同月間比
- （１３）地域支援連絡会議（仮称）のその後について
- （１４）災害時における高齢者や障がい者の避難支援制度のご案内
- （１５）重層的支援体制整備事業について

6 議事内容

議事に先立ち、自己紹介を行った。また会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(障がい者生活支援センター JHN まある 宮原相談員) 資料1 及び資料2 に基づき報告 (向会長) 事前に浅野委員からご提出いただきましたご質問がありますのでご紹介します。「春日苑障がい者生活支援センターの傾向と所感にある「地域社会の中で障がい者が孤立している」との記載について、実際に孤立してしまっている状況があるのでしょうか。」というご質問ですが、これについて春日苑障がい者生活支援センターより回答をお願いします。

(春日苑障がい者生活支援センター 長尾相談員) 地域社会の中で障がい者が孤立しているのかということについて、感じたことを3点あげさせていただきます。まず1つ目ですが、これまで相手の唇の動きを見てコミュニケーションをとっていた聴覚障がいの方が、マスク必須の生活になったことで、会話内容や表情をつかめなため話の内容を正確に理解できなくなり、周りの方とのコミュニケーションが減り孤独に感じられるという相談がありました。職場での人間関係にも影響し、精神的にも落ち込み、仕事を休みがちになっています。2つ目ですが、障がいをお持ちの一人暮らしの方について、近隣住民との交流が減ったりお店でソーシャルディスタンスが求められたりすることで、困った時に手助けをしてもらう機会が減りました。3つ目ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、企業においてもコールセンターやインターネットなどのデジタル化が進んだ結果、操作の方法が難しかったり、対応のツール、スマートフォンやアプリの取得が非常に難しかったりと、馴染めずに社会的に孤立している方が増えている印象があります。

(向会長) 次の質問にうつります。「障がい者生活支援センターあっとわんの傾向と所感にある「解決策を見出すことが難しい」ことについて、どのくらいの期間をかけて対応をされたのでしょうか。」というご質問ですが、これについて障がい者生活支援センターあっとわんより回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターあっとわん 代田相談員) 複数の相談の傾向について報告させていただきますので、期間については様々です。また、難しいと感じている点について、保護者が子どもの状況を把握する際、年齢的にも子どもが自分の説明をすることが困難であったり、園や学校では楽しめている、真面目にできているなどという先生の報告

があったりすると、どのように子どもの状況を把握したらいいかわからないといった相談がありました。関係機関との情報共有等も考えますが、保護者がそれを望まないケースもあり、その場合は相談対応の中で状況把握のポイントをお伝えするなど、保護者ができそうなことの提案を行っています。また、相談につながる段階で匿名を希望されたり、単発の相談の中で解決できそうな方法論を求められたりする保護者の方もいますが、保護者の共有されたくない、内密に相談したいという気持ちも大切にしながら、次の相談に繋がっていくように対応しています。

◆議題2「連絡会及び部会の報告について」

- ・障がい者生活支援センター連絡会の報告

(障がい者生活支援センター JHN まある 宮原相談員) 資料3に基づき報告

- ・当事者団体連絡会の報告

(戸田委員) 資料4に基づき報告

- ・医療的ケア児等支援連絡会の報告

(事務局 渡辺主査) 資料5に基づき報告

- ・相談支援連携部会の報告

(基幹相談支援センターしゃきょう 高村相談員) 資料6に基づき報告

- ・運営会議の報告

(事務局 渡辺主査) 資料7に基づき報告

(水野委員) 障がい者生活支援センター連絡会の報告の中で、ホームページを立ち上げるということがありますが、実際にどのような内容で、いつ頃から開始予定かなどの目途を教えてください。

(障がい者生活支援センターあっとわん 代田相談員) ホームページの構成内容としては、自立支援協議会についてのページ、市民や支援者向けのお知らせのページ、市内の事業所の情報をサービス種別ごとに掲載するページなどといったところを検討しています。また、開始時期については未定です。

◆議題3「その他」

- ・地域生活支援拠点等の報告

(障がい者生活支援センターかすがい 杉山相談員) 資料8に基づき報告

(事務局 寺尾主任)「グループホーム花桃」の体験入居専用居室について、プロジェクターを使用してご紹介

(向会長)「グループホーム花桃」へ行く場合の公共交通機関はどのような手段があるのか教えてください。

(障がい者生活支援センターかすがい 杉山相談員) 名鉄バス及びハートフルライナーがありますが、バス停から事業所まで、徒歩だとかなり時間がかかります。そのため、日中活動先への送迎が大きな課題の一つとなっています。保護者と相談して、体験利用中は保護者に日中活動先とグループホーム花桃との送迎を行っていただくこともあります。

(水野委員) 体験利用について、問い合わせはどのくらいあるのか教えてください。

(障がい者生活支援センターかすがい 杉山相談員) 体験利用の問い合わせは 10 数件あります。定期見学会でグループホーム花桃を見学され、そのまま利用のためのアセスメントに繋がるというケースもあります。

(向会長) 今後、相談員からの紹介などで利用が増えていくことが予想されます。利用が多くなれば課題も出てくると思いますので、引き続き課題の検討をお願いします。

・障がい者虐待の通報・届出状況について

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 林主査) 資料9に基づき報告

・その他

(向会長) 事前に小川委員から、災害時における障がいのある方の避難支援についてご質問をいただいておりますので、事務局から回答をお願いします。

(事務局 長坂地域福祉課長) 1 点目の障がい者支援や要配慮者の一本化についてですが、現在、災害時要配慮者支援制度の登録者は 800 名ほどいますが高齢者が中心です。地域福祉課で障がい者も一本化して台帳を管理しており、毎年、情報の変更がないかなどの確認をしています。2 つ目の福祉避難所開設マニュアルの作成の必要性についてですが、福祉避難所開設マニュアルはすでに市民安全課で作成をしており、福祉避難所開設の際にはそのマニュアルに基づいて運用することになっています。令和 3 年 9 月の大雨の際、福祉避難所の 1 つでもある総合福祉センターへ多数の方が避難をして来られました。総合福祉センターは福祉避難所ですので、障がい者や高齢者などの要配慮者が避難をする場所でありながら、一般の方が多数避難をしていたということがありましたので、事前に避難所の周知をしていくことが必要であると感じています。3 つ目の制度の周知についてですが、現在は市の広報やホームページ、障がい福祉課が発行しているガイドブック等で周知をして

おりますが、今後はサービス事業所への周知も必要であると感じています。

（小川委員）第5次春日井市障がい者総合福祉計画に「春日井市に災害時用配慮者避難支援制度を知っていますか？」という質問に対し、「知っている」と回答したのが20%以下となっているため、もう少し周知をしてほしいと感じています。

（向会長）この制度については、高齢者が中心で、障がい者の方も利用できるが周知できていないことが課題だと思いますので、障がい者支援の場面でも周知を進めていきたいと思います。その他として、重層的支援体制整備事業について事務局から説明をお願いします。

（事務局 長坂地域福祉課長）資料15に基づき説明

（梅田委員）これまでも複合的な世帯に対する相談で、各分野の支援者の方たちと連携を取り支援にあたってきましたが、重層的支援体制整備事業が開始することによって、今までの支援と変わるところはどういったところか、また重層的支援会議はどのようなメンバーで、開催頻度はどれくらいかなど、もう少し具体的に教えてください。

（事務局 長坂地域福祉課長）相談支援機関に持ち込まれた相談について、世代、属性を問わず、世帯全体のアセスメントをしていただき、専門的な支援先へつなぐ、その交通整理・役割分担を行う中心になるのが重層的支援会議になると考えています。そのために来年度、高齢・障がい・子ども・生活困窮・教育など分野をまたぐ事例をコーディネートする職員を地域福祉課へ配置する予定です。重層的支援会議については、既存の会議と同じように必要に応じて開催することになります。個別の会議から共通する地域課題を話し合い、庁内連携、関係事業所間連会、地域住民との連携なども必要であると考えています。

（吉田委員）重層的支援体制整備事業が開始することにより、自ら声があげられない方々への課題に対して、どのような対応ができるのか教えてください。

（事務局 長坂地域福祉課長）資料15の「4 重層的支援体制整備事業の全体図」の中では地域づくりが大切であると思っています。現在、地域づくりについては地域福祉コーディネーターが担っていますが、その財源は介護保険であるため、主に高齢者の方の地域づくりを中心に活動しています。重層的支援体制整備事業が開始することによって、高齢者の地域づくりだけでなく、障がい・子ども・生活困窮など全世代対応型の地域づくりが実施できると思っています。住民の方が身近で相談が受け止められ、地域での相談や困りごとから必要な専門機関へ繋がるような仕組みづくりをしていきたいと考えています。

（向会長）支援会議を行うと、支援の網からこぼれる、拾いたいけど拾えないという人た

ちがいます。この重層的支援体制整備事業を行うことにより、少しでも解消することを期待します。

（白崎委員）春日井保健所と江南保健所が管轄の尾張北部圏域で、精神障がい者が住み慣れた地域を拠点として、充実した生活を送れるよう地域移行定着支援事業を行っています。精神科の医療機関や、精神障がい者の相談支援事業所と一緒に、病院職員向けのリーフレットやポスターを作成し、今後これをどのように生かしていくかを検討している段階です。精神障がい者が地域に戻った時に、住民の窓口となる市の方にもアドバイザーとして入っていただけたらと思います。

（向会長）他機関協働に重なる部分になると思いますが、実際に個別の事例を見ると、障がい者生活支援センターでの相談において、医療機関や保健所とも繋がっているのではないかと思います。障がい者生活支援センターの意見を聞いてみたいと思います。

（障がい者生活支援センター JHN まある 宮原相談員）30 年以上前は、精神障がい者は保健所へ相談に行く時代でしたが、現在は市役所で福祉の相談や手続きができるようになりました。地域移行定着支援事業に市の職員は入っていませんが、春日井市は市内に社会福祉士や精神保健福祉士が 50 名以上配属されているため、どこの相談窓口でも相談しやすくなったと感じています。ただし、ここ数年の精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びを考えると、精神障がい者に対する連携や一緒に動ける場を作る必要があると強く感じています。

（向会長）精神保健福祉法の時代は、福祉サービスも少なく医療機関や保健所の役割は大きかったと思いますが、障害者自立支援法が施行されて以降は地域の支援体制が広がってきました。その反面、ひきこもりや重層的な支援の対象になる方というのは、保健所との連携が欠かせないのではないかと思います。

（水野委員）前回の書面会議で戸田委員から「計画相談では、障がいのある人や家族が福祉サービス以外の困りごとや将来のことも相談員に話すことができます。」とご意見をいただきました。計画相談支援については、平成 30 年では、障がい者が約 30%、障がい児が約 10%の利用率でした。現在では障がい者が約 85%、障がい児が約 75%の利用率となり、多くの利用者に相談員がつき、相談ができる環境が整ってきたと思います。数は満たされてきたため、今後は質の向上が必要だと思いますので、相談支援連携部会、基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターが中心となり、どのように質を求めていくか議論をしたいと思っています。また、田代委員から「地域自立支援協議会そのものが関係

者には見えない」といったご意見をいただきました。実際に、相談員や事業所の方でも、この協議会がいつ開催されているのか、どれくらいの頻度でどのような内容が協議されているのか分からない方もいると感じています。いかにして協議会の仕組みやあり方を福祉サービスの支援者や保護者の方々へ周知していくのか、その周知の方法について、関係機関、基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び障がい福祉課と相談していきたいと思っています。

（向会長）相談支援連携部会の報告でもあったように、事例検討も質の向上の1つの方法です。協議会は事例検討等から見えてきた課題をあげていただく場でもあるため、質の向上を目指した検討をしながら、協議会にもフィードバックをしていただきたいと思います。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和4年4月20日

会 長 向 文 緒

職務代理者 水 野 幸 樹